

「養護教諭が行う健康相談」

— 進め方と支援体制づくり —

1 研究テーマの設定理由

従来の学校保健法のもとでは、健康相談は学校医や学校歯科医が行うものとして扱われてきた。平成21年に改正された学校保健安全法では、健康相談は「養護教諭その他の職員が行う」と位置付けられた。学校における健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康に関する問題について児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことである。また、自己解決能力を育むなど児童生徒の人間的な成長にも大きな役割を果たしており、健康の保持増進だけではなく教育的意義が大きく、その充実を図る上で養護教諭はその中心的な役割を期待されている。そこで、学校において養護教諭がどのように連携して健康相談を進めていくことがよりよい支援につながるのかについて研究していきたいと考えた。

2 研究経過と研究方法

(1) 平成27年度

学校保健安全法の改正により「健康相談」の捉え方がどのように変わったのかを明確にするため、文部科学省より配布された「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」や様々な資料を読み深めながら、全員が同じ理解のもとで研究を進めることができるように、話し合いを重ねた。学校教育において重要な役割を担う「健康相談」について共通理解した後、「健康相談の基本的なプロセス」を理解するため、今回の法改正のポイントである、組織的な対応や連携がどのようなかたちで行われているかを確認しながら、手引（同上）に掲載されているすべての健康相談の事例を一つ一つ丁寧に読み解き、話し合うことでプロセスの理解を深めていった。さらに連携について掘り下げて見ることができるよう、ケースメソッドの手法を用いての事例検討を行った。これらの検討をふまえ、健康相談において誰もが共通に重要だと思えることや見落としはならないことを確認し合い、研究内容を明確にしていった。

(2) 平成28年度

平成27年度の研究内容の検討をもとに、養護教諭の視点から、健康相談をスムーズに進めるための健康相談のプロセスについて研究に取り組むこととした。2つのグループに分かれて専門性を活かした詳細な内容や資料の作成に焦点を絞り、研究を進めた。具体的な内容は、健康相談の対象者を把握するための視点、問題背景の把握、健康相談個人記録票、個別支援検討会議録、支援検討会議の進め方のポイント、医療・専門機関の情報の検討と資料作成である。

どの研究内容も、日々子どもたちや保護者等との関わりを思い起こし、学校現場での会議のあらゆる状況を想定しながら、養護教諭として校内の支援体制づくりに役立ち、また誰もが活用しやすいものにしたいと考え検討を重ねてきた。記録類においては、実際に現場で活用しながら、内容や記録のしやすさを重視して作成した。また一つ一つの内容については、文部科学省や日本学校保健会が発行する冊子、また京都市教育委員会や他府県で活用されている冊子やマニュアル等、様々な文献を参考にし、根拠が明確になっているかを丁寧に確認しながら資料を作成した。